

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 14 号に掲げる小型いか釣り漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 6 年 12 月 2 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
小型いか釣り漁業 (やりいか)	40 隻	5 トン以上 30 トン未満	定めなし	青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 共同漁業権漁場の海域	2 月 1 日から 4 月 30 日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 北津軽郡中泊町に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）	令和 6 年 12 月 2 日から 令和 7 年 1 月 13 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南の海域においては、日没 1 時間後の時刻から日の出までの間の操業及び光力を利用して操業してはならない (2) 定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業及び刺し網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から 100 メートル以上離れて操業しなければならない (3) 漁業権漁業を妨げてはならない (4) むつ小川原港の港域においては操業してはならない
	4 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 西共第 26 号、第 28 号及び第 30 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 東津軽郡外ヶ浜町字三厩に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		

	10 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 46 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡大間町大字奥戸に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		
	14 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 44 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡大間町大字大間に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		
	1 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 40 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡風間浦村大字蛇浦に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		

	1 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 40 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡風間浦村大字易国間に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		
	8 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 38 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡風間浦村大字下風呂に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		
	20 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 24 号、第 26 号及び第 30 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡東通村大字野牛に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		

	15 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 26 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡東通村大字尻屋に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		
	19 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 22 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 下北郡東通村大字白糠に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		
	36 隻			青森県沖合海域。ただし、次に掲げるア、イ及びウの海域を除く。 ア 最大高潮時海岸線上の北津軽郡と東津軽郡の郡界から磁針方位 300 度の線以南、五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以北の海域のうち距岸 5 海里以内の海域 イ 五所川原市十三港南突堤灯台中心点から正西の線以南の海域 ウ 東共第 20 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場の海域		次のいずれにも該当するものとする。 1 上北郡六ヶ所村大字泊に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者（ただし、起業の認可の申請に限り、青森県知事の登録を受ける予定の漁船の使用者）		